

議案第 17 号

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年第41号）により平成31年4月から専門職大学制度が創設されるため、条例の改正が必要となった。

### 2 改正内容

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年第41号）により平成31年4月から専門職大学制度が創設されることにより、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱うこととなったことによる改正（第9条）

### 3 附則

平成31年4月1日から施行する。

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年日野町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6) ～ (10) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) ～ (10) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。